

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容							(2)(1)でケに○をした場合、その内容									
該当団体	20	20	20	20	0	18	13	7	18	14	12	0	2	8	8	12	9	2	0	0	0	8	8		
佐賀県	佐賀市	教育部 学事課	0952-40-7358	gakuji@city.saga.lg.jp	https://www.city.saga.lg.jp/main/1938.html	○	○	○	○	○					○	学校事務職員向けの説明会、養護教諭向けの説明会を開催した。	○	○					○	関係部署で制度案内を配布後、希望者に教育委員会から申請書を配布。	
佐賀県	唐津市	唐津市教育委員会 学校支援課	0955-53-7138	gakkou-shien@city.karatsu.lg.jp	http://www.city.karatsu.lg.jp/gakkou-shien/kyoiku/kyoiku/inkai/tetsuzuki/enjo.html	○	○	○	○	○					○	各小中学校の就学援助事務担当者への説明会	○								
佐賀県	鳥栖市	学校教育課	0942-85-3520	gakko@city.tosu.lg.jp	http://www.city.tosu.lg.jp/	○	○	○	○	○															
佐賀県	多久市	多久市教育委員会 学校教育課	0952-75-2227	gakkokyoiku01@city.taku.lg.jp	http://www.city.taku.lg.jp	○	○	○							○	新入学児保護者説明会で制度説明 各町の民生委員・児童委員会で制度説明・周知								○	制度案内等を行った後、教育委員会で希望者に対し申請書を配布
佐賀県	伊万里市	伊万里市教育委員会 学校教育課	0955-23-3185	gakkokyoiku@city.imari.lg.jp	http://www.city.imari.saga.jp/4399.htm	○	○	○	○	○				○										○	基本的には希望者からの申請に基づいて認定を行っているが、在校生で認定を受けているものに対しては、各学校にてもれなく継続認定を勧奨している。
佐賀県	武雄市	子ども教育部 学校教育課	0954-23-8010	gakkou@city.takeo.lg.jp	https://www.city.takeo.lg.jp/kyoiku/	○			○	○															
佐賀県	鹿島市	鹿島市教育委員会教育総務課	0954-63-2103	syomu@city.saga-kashima.lg.jp	http://www.city.saga-kashima.lg.jp/	○	○		○	○					○	各地区の民生委員会で説明		○							
佐賀県	小城市	教育総務課	0952-37-6130	kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp	http://www.city.ogi.lg.jp/	○	○		○	○															
佐賀県	嬉野市	嬉野市教育委員会 教育総務課	0954-66-9124	kyoiku@city.ureshino.lg.jp	https://www.city.ureshino.lg.jp/edu/19365/19369.html	○		○	○	○					○	入学説明会時の学校より説明	○							○	前年度認定者のについては、希望の有無のかわらず申請書を配布
佐賀県	神埼市	学校教育総務課	0952-44-2296	gakkou-soumu@city.kanzaki.lg.jp	http://www.city.kanzaki.saga.jp/	○	○		○	○															
佐賀県	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課	0952-37-0339	gakkokyoiku@town.yoshinogari.lg.jp	http://www.town.yoshinogari.saga.jp		○		○	○															
佐賀県	基山町	基山町教育委員会教育学習課	0942-92-7980	kyoikugakusyu@town.kiyama.lg.jp	http://www.town.kiyama.lg.jp/	○	○	○	○	○														○	前年度の受給者に対し、教育委員会から制度案内と申請書を郵送
佐賀県	上峰町	教育課	0952-52-3908	kyoiku@town.kamimine.lg.jp	http://www.town.kamimine.lg.jp/				○	○															
佐賀県	みやき町	学校教育課	0942-89-3052	gakokyoiku@town.miyaki.lg.jp	https://www.town.miyaki.lg.jp/kosodate/teate/2324/2325.html	○	○	○	○	○															
佐賀県	玄海町	玄海町教育委員会 教育課	0955-80-0233	kyoiku@town.genkai.lg.jp	http://www.town.genkai.lg.jp/	○			○																
佐賀県	有田町	学校教育課	0955-43-2324	gakko@town.arita.lg.jp	http://www.town.arita.lg.jp/main/474.html	○	○			○					○	・就学時健診の案内文書に、制度の周知文書を同封して送付。 ・民生児童委員会にて、民生委員・児童委員へ説明及び書類配布。								○	・前年度の認定者に対し、学校を通じて制度案内及び申請書提出依頼の文書を配布し、教育委員会から申請書を配布。 ・新就学児及び在学中の児童生徒で援助が必要と思われる者に対し、制度案内の文書を配布し、教育委員会から申請書を配布。
佐賀県	大町町	教育委員会学校教育係	0952-82-3177	omachi-t@mail.saga-ed.jp	http://cms.saga-ed.jp/hp/omachi-t/home/homeMain.do	○		○	○	○				○											
佐賀県	江北町	子ども教育課	0952-86-5621	bikie@town.kouhoku.saga.jp	http://www.town.kouhoku.saga.jp/kyoiku2.html#就学援助について	○	○		○	○															
佐賀県	白石町	白石町教育委員会学校教育課	0952-84-7128	kyoiku@town.shiroishi.lg.jp	http://www.town.shiroishi.lg.jp/	○									○	新小1年に対しては就学時健診時、新中1年に対しては小6時の11月に小学校を通じて配布。								○	新小中1年に対し制度案内を配布後、希望者に対して申請書を配布。
佐賀県	太良町	学校教育課	0954-67-0317	kyoikuinkai@town.tara.lg.jp	http://www.town.tara.lg.jp	○			○					○	・民生児童委員会や学校での新入学児保護者説明会に出向き、制度の内容を説明。 ・各行政区の区長へ協力依頼文を配布。									○	・新入学時保護者説明会時に希望者に申請書を配布。 ・民生児童委員会での制度説明会時に申請書を配布。 ・年間を通じ、教育委員会の窓口で希望者に申請書を配布。

		II 平成29年度準要保護認定基準																												
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、延滞等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	
該当団体	20	16	16	12	11	11	14	9	5	9	10	6	4	11	5	6	2	5	0	5	13	13	13	13	0	0	5	7	20	
佐賀県	佐賀市	○	○											○				○		○	1	総所得(税引き前)	その他	269				保護者の失業、災害等により就学援助を支給する必要があると認められた場合	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
佐賀県	唐津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満
佐賀県	多久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
佐賀県	伊万里市	○	○	○																○	1.3	その他	その他	301				【課税所得等の分類】総所得に社会保険料を控除した金額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						○	1.3	課税所得	前年度	380				【課税所得等の分類】課税所得等の分類は、世帯収入額 【基準額の時期】平成24年12月末日の保護基準額	15%未満	
佐賀県	鹿島市																			○	1.3	その他	その他	321					10%未満	
佐賀県	小城市	○	○				○																					特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認めた場合	15%未満	
佐賀県	嬉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													世帯の家計状況等により総合的に判断する。	5%未満	
佐賀県	神埼市	○	○				○													○	1.3	その他	当該年度	350				教育委員会で認められた者。	【課税所得等の分類】給与収入(控除差引後)	5%未満
佐賀県	吉野ヶ里町																			○	1	その他(総所得(税引き前))	前年度	235						10%未満
佐賀県	基山町	○	○		○	○	○													○	1.3	課税所得	前年度	274						10%未満
佐賀県	上峰町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	当該年度	277						10%未満
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	前年度	307						10%未満
佐賀県	玄海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	前年度	320						10%未満
佐賀県	有田町																			○	1.3	その他	その他	283				(2)基準根拠 (課税所得等の分類)その他…給与等収入(税引き前) (基準額の時期)その他…H25年4月時点(H25年見直し前のもの)	5%未満	
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						○	1.3	課税所得	その他	295				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
佐賀県	江北町	○	○	○			○							○																10%未満
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3	課税所得	その他	264				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満	
佐賀県	太良町																			○							生活保護の基準×1.2+(中学生一人当たり100,000円、小学生一人当たり54,000円)÷概ね1.3倍	5%未満		

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	
該当団体	20	0	0	0	1	2	1	20	20	0	0	0	0	0	0	0	21	20	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	10	10	0	10	10	10	1	0	0	9
佐賀県	佐賀市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	14,000				修学旅行費の支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価を使用。
佐賀県	唐津市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	14,859				修学旅行費の年支給平均額は平成28年度の実績額により記入。
佐賀県	鳥栖市							○	14,780								○	19,900						○	38,200	0			○	20,600								・通学費は支給実績なし。 ・1年生の学用品費は12,610円支給(1年生は、全体のおよそ14%)
佐賀県	多久市							○	11,420								○	40,600											○	13,000								「支給平均額」欄の修学旅行費については、年度予算に計上した単価
佐賀県	伊万里市							○	11,420								○	20,470		○	0								○	15,878								「支給平均額」欄については28年度の実績額により記入。(通学費は、昨年度実績なし)
佐賀県	武雄市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				「支給平均額」は平成29年度予算に計上した単価を記入
佐賀県	鹿島市							○	11,420								○	40,600											○	14,200								実費欄に記載分は、平成28年度実績額
佐賀県	小城市							○	14,300								○	40,600														○	20,600	20,600				
佐賀県	嬉野市				○	11,420	10,570										○	40,600											○	13,108								
佐賀県	神埼市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額については、平成29年度予算計上単価
佐賀県	吉野ヶ里町							○	11,100								○	19,900											○	16,000								
佐賀県	基山町							○	11,420								○	20,470											○	16,662								
佐賀県	上峰町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
佐賀県	みやき町							○	11,420								○	40,600											○	21,182								
佐賀県	玄海町							○	14,780								○	19,900														○	20,600	15,080				・学用品費 小学1年生 12,610円、小学2～5年生 14,780円、小学6年生 13,270円
佐賀県	有田町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	16,500				
佐賀県	大町町							○	11,420								○	20,470											○	21,190								
佐賀県	江北町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	14,160				
佐賀県	白石町							○	11,420								○	40,600											○	15,000								
佐賀県	太良町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	13,085				

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	20	0	0	0	2	2	2	19	18	0	0	0	0	0	0	21	20	0	2	2	0	1	1	1	1	0	0	10	10	0	10	10	10	1	0	0	10	
佐賀県	佐賀市							○	22,320							○	47,400		○	30,000											○	57,590	56,000					修学旅行費の支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価を使用。
佐賀県	唐津市							○	22,320							○	47,400														○	57,590	43,262					修学旅行費の年支給平均額は平成28年度の実績額により記入。 ・通学費は支給実績なし。 ・1年生の学用品費は23,880円支給(1年生は、全体のおよそ32%)
佐賀県	鳥栖市							○	26,050							○	22,900					○	77,200	0				○	55,900								「支給平均額」欄については、年度予算に計上した単価	
佐賀県	多久市							○	22,320							○	47,400											○	48,400									
佐賀県	伊万里市							○	22,320							○	23,550		○	0								○	38,638								「支給平均額」欄については28年度の実績額により記入。(通学費は、昨年度実績なし)	
佐賀県	武雄市							○	22,320							○	47,400													○	57,590	57,590					「支給平均額」は平成29年度予算に計上した単価を記入	
佐賀県	鹿島市							○	22,320							○	47,400											○	42,900								実費欄に記載分は、平成28年度実績額	
佐賀県	小城市							○	25,300							○	47,400													○	55,700	55,700						
佐賀県	嬉野市				○	22,320	20,121									○	47,400											○	48,492									
佐賀県	神埼市							○	22,320							○	47,400													○	57,590	57,590					支給平均額については、平成29年度予算計上単価	
佐賀県	吉野ヶ里町							○	21,700							○	22,900											○	60,000								「平均支給額」はH29年度予算計上額	
佐賀県	基山町							○	22,320							○	23,550											○	57,466									
佐賀県	上峰町							○	22,320							○	47,400													○	57,590	57,590						
佐賀県	みやき町							○	22,320							○	47,400											○	56,670									
佐賀県	玄海町							○	23,870							○	22,900													○	55,900	55,409					学用品費 中学1年生 21,700円、中学2.3年生 23,870円	
佐賀県	有田町							○	22,320							○	47,400													○	57,590	36,500						
佐賀県	大町町							○	22,320							○	23,550											○	57,290									
佐賀県	江北町							○	22,320							○	47,400													○	57,590	50,272						
佐賀県	白石町							○	22,300							○	47,400											○	57,000									
佐賀県	太良町				○	22,320	22,320									○	47,400													○	57,590	45,000						

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	20	18	2	2	0
佐賀県	佐賀市	○			
佐賀県	唐津市	○			
佐賀県	鳥栖市	○			
佐賀県	多久市	○			
佐賀県	伊万里市	○			
佐賀県	武雄市	○			
佐賀県	鹿島市		○	学校行事(バザー等)において、学用品や制服の提供を呼びかける	
佐賀県	小城市	○			
佐賀県	嬉野市	○			
佐賀県	神埼市	○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○			
佐賀県	基山町	○			
佐賀県	上峰町	○			
佐賀県	みやき町	○			
佐賀県	玄海町		○	副読本を町費で購っている	
佐賀県	有田町	○			
佐賀県	大町町	○			
佐賀県	江北町	○			
佐賀県	白石町	○			
佐賀県	太良町	○			